

年企発0121第4号
令和4年1月21日

地方厚生（支）局
保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公 印 省 略）

「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」
の一部改正について

確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号）が本日公布され、令和6年12月1日より施行することとされた。

これに伴い、「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」（平成8年6月27日企国発第33号・年数発第6号）の一部を別添のとおり改正し、令和6年12月1日から適用することとしたので、貴管下の厚生年金基金の指導にあたっては遺憾のないよう配慮されたい。

厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について（平成8年6月27日企国発第33号・年数発第6号）

新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p data-bbox="174 331 1016 360">厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について</p> <p data-bbox="85 427 1106 938">厚生年金基金（以下「基金」という。）の設立、合併及び分割並びに予算及び業務委託に係る認可事務については、従来より「厚生年金基金設立認可申請等の手続について（昭和四十一年九月三十日年企発第三四号）」、「厚生年金基金の分割の認可申請等の手続について（平成三年十月十七日企年発第八六号・年数発第一三号）」、「厚生年金基金における予算変更の取扱いについて（昭和四十六年二月一日年企発第一二二号）」及び「厚生年金基金における業務委託の認可申請書の添付書類について（昭和五十年八月一日年企発第四九号）」により取り扱っているところであるが、今般、財政運営に関する基準の全面改正が行われたこと及び事務の効率化等の観点から、当該認可申請に必要な関係書類の様式等について所要の見直しを行い、平成九年度以降の設立認可等の手続については、下記により取り扱うこととしたのでよろしくお取り計らい願いたい。</p> <p data-bbox="116 957 882 986">なお、平成八年度以前の取扱いについては、従前の例による。</p> <p data-bbox="577 1053 613 1082">記</p> <p data-bbox="85 1149 380 1177">第一～第二の五（略）</p> <p data-bbox="85 1197 1106 1324"><u>第二の六 確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令附則第二項の経過措置関係</u></p> <p data-bbox="116 1343 1106 1468"><u>一 基金が確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第十三号。以下「税改省令」という。）附則第二条第一項第三号ニ又は第四号ニに掲げる場合に該当する認可申請等を行う場合は、税改省令附則第</u></p>	<p data-bbox="1214 331 2056 360">厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について</p> <p data-bbox="1133 427 2150 938">厚生年金基金（以下「基金」という。）の設立、合併及び分割並びに予算及び業務委託に係る認可事務については、従来より「厚生年金基金設立認可申請等の手続について（昭和四十一年九月三十日年企発第三四号）」、「厚生年金基金の分割の認可申請等の手続について（平成三年十月十七日企年発第八六号・年数発第一三号）」、「厚生年金基金における予算変更の取扱いについて（昭和四十六年二月一日年企発第一二二号）」及び「厚生年金基金における業務委託の認可申請書の添付書類について（昭和五十年八月一日年企発第四九号）」により取り扱っているところであるが、今般、財政運営に関する基準の全面改正が行われたこと及び事務の効率化等の観点から、当該認可申請に必要な関係書類の様式等について所要の見直しを行い、平成九年度以降の設立認可等の手続については、下記により取り扱うこととしたのでよろしくお取り計らい願いたい。</p> <p data-bbox="1160 957 1926 986">なお、平成八年度以前の取扱いについては、従前の例による。</p> <p data-bbox="1621 1053 1657 1082">記</p> <p data-bbox="1133 1149 1429 1177">第一～第二の五（略）</p> <p data-bbox="1146 1197 1227 1225">（新設）</p>

二条第一項第三号ニ又は第四号ニに掲げる場合に該当する事業所の事業主が作成した確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）の実施状況及び確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百四十四号。二において「令和三年経過措置改正政令」という。）附則第二項の経過措置の適用状況がわかる書類を添付すること。

二 基金が税改省令附則第二条第一項第三号ニ又は第四号ニに掲げる場合に該当する認可申請等を行う場合にあっては、税改省令附則第二条第一項第三号ニ又は第四号ニに掲げる場合に該当する事業所を対象として設立事業所ごとに、次に掲げる事項（(5)及び(6)に掲げる事項にあっては、当該設立事業所において企業型年金加入者である加入員がいる場合に限る。）を併せて届け出ること。

(1) 基金番号

(2) 事業主の名称

(3) 事業所の名称

(4) 給付区分

(5) 企業型年金規約番号

(6) 令和三年経過措置改正政令附則第二項の経過措置の適用状況

第三～第四 （略）

第三～第四 （略）